

第1章 計画の考え方

1 計画の背景と目的

我が国では高齢化が急激に進んでおり、65歳以上の高齢者人口は、平成12年の2,200万人、高齢化率17.3%から平成17年には2,567万人、高齢化率20.1%へと増加しています。また、平成19年には、過去最高の2,746万人、高齢化率21.5%となり、初めて21%を超えました。これに伴い、高齢者人口に対する75歳以上の後期高齢者の割合も増加しており、今後もこの傾向は継続するものと予想されています。本町の高齢化率は平成15年で13.9%、平成19年には15.7%と全国平均と比較すると低いものの、年々上昇する傾向にあります。

こうした中、高齢者人口の増加とそれに伴う要支援・要介護認定者の増加、認知症高齢者や一人暮らし高齢者世帯等の増加といった課題に対応し、誰もがその個性に応じて主体的に暮らすことができる「明るく活力ある高齢社会」を築いていくためには、高齢者が生きがいに満ちた生活を続けることができる仕組みや、高齢者の暮らしを地域社会全体で支える体制を整備していく必要があります。

また、「明るく活力ある高齢社会」の実現のため、介護保険制度においては、平成18年から新たに「介護予防」の視点から、高齢者の心身機能・活動能力・社会参加等の生活レベルの低下を防止する『予防重視型社会システム』の構築を進めてきました。

さらに、平成18年の医療制度改革により、医療費の適正化方策として療養病床の再編成を進める「地域ケア体制整備構想」の策定が求められるなど、高齢者保健福祉行政を取り巻く状況は大きな転換期を迎えています。

本町においては、平成18年3月に策定した「幸田町高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画（幸田すこやか長寿プラン）」に基づいて、地域の特性に応じた高齢者施策の推進をはじめ、介護保険制度の円滑な運営に努めてきましたが、今期の計画策定に当たり、そのサービスの実績と施策の進捗状況等を検証・評価することにより諸課題を把握し、これまでの計画の理念や考え方を引き継ぎながら、平成26年度の目標の達成に向け、取り組むべき施策を明らかにしていくものです。

2 計画の法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する高齢者の福祉に関する「老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条に規定する介護サービスの給付に関する「介護保険事業計画」を一体的に作成するものです。

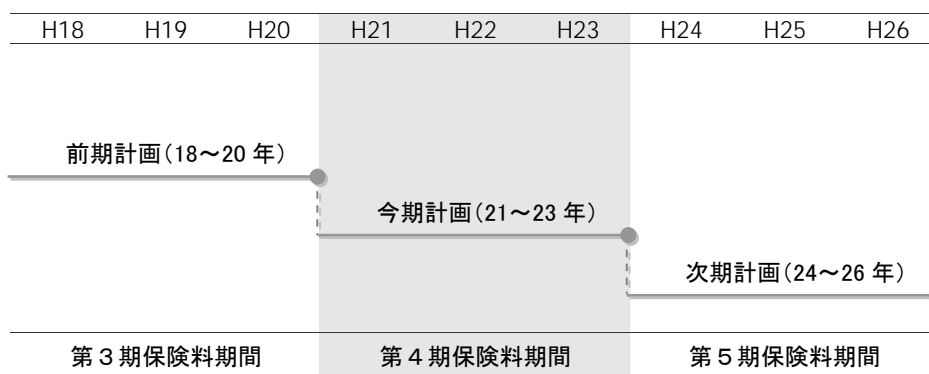
「老人福祉計画」は、すべての高齢者を対象に、高齢者福祉サービスをはじめ、生涯学習、まちづくりなど高齢者に関わる関連施策を位置付けるものです。

「介護保険事業計画」は、介護保険法に基づき、介護サービスと介護予防に着目した地域支援事業の年度ごとの予測見込量、サービスの基盤整備などについて定めるものです。

なお、高齢期になっても生活の質を良好に保ち、健康寿命を長く保つために、健康保持に向けた保健施策を計画に含めます。

3 計画の期間

計画期間は、平成 21 年度（2009 年度）から 23 年度（2011 年度）までの 3 年間です。これは、今後も進行する高齢化に対応するため、平成 27 年（2015 年）の高齢者のあるべき姿を念頭に置き、目標を掲げ、3 年ごとに計画を策定するもので、計画期間 3 年目の平成 23 年度に本計画全体の評価・検証を実施し、見直しを行う予定です。



4 他計画との関係

本計画は、愛知県の「21世紀あいち福祉ビジョン」や、本町の町政運営の柱となる「第5次幸田町総合計画」「健康こうた21計画」など他の計画と整合性を図りながら策定しています。

5 計画の策定体制

幸田町高齢者福祉計画および介護保険事業計画の策定にあたっては、「幸田町高齢者福祉計画等推進委員会」を設置し、両計画の一体的な取り組みを図る観点から随時、委員会を開催し平成21年3月にこれまでの検討結果を計画書として取りまとめました。また、町民の意見を反映させるため、アンケート調査やパブリックコメントを実施しました。